

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

川崎臨海部投資促進制度の策定に伴うパブリックコメントの実施結果について

資料 川崎臨海部投資促進制度（案）に関するパブリックコメントの実施結果について

参考資料 川崎臨海部投資促進制度の概要について

令和 3 年 1 月 28 日
臨海部国際戦略本部

川崎臨海部投資促進制度（案）に関するパブリックコメントの実施結果について

1 概 要

川崎臨海部は、素材産業を中心に日本有数のコンビナートを形成しています。しかしながら、国内需要の減少やそれに伴う業界再編、既存工場群の設備老朽化、土地利用転換の進展など、立地企業を取り巻く環境は大きな変化の波に晒されており、川崎臨海部の基幹産業の高機能化を図る取組が不可欠であることから、企業の投資意欲を喚起するため川崎臨海部投資促進制度（案）をとりまとめ、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、31通54件の御意見をいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題 名	川崎臨海部投資促進制度（案）について市民の皆様からの意見を募集します
意見の募集期間	令和2年11月12日（木）から令和2年12月11日（金）まで
意見の提出方法	電子メール（専用フォーム）、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	・川崎市ホームページ ・かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階） ・各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館 ・市政だより（11月21日号） ・臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部（市役所第3庁舎10階）
結果の公表方法	・川崎市ホームページ ・かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階） ・各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館 ・臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部（市役所第3庁舎10階）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		31通（54件）
内訳	インターネット・電子メール	30通（48件）
	FAX	0通（0件）
	郵送	0通（0件）
	持参	1通（6件）

4 意見の内容と対応

今回のパブリックコメント手続で寄せられた御意見は、制度の考え方や趣旨に賛同する御意見や、制度の要件、運用に関する要望であったことから、当初案のとおり川崎臨海部投資促進制度を策定します。

【意見に対する対応区分】

A：御意見を踏まえ、案に反映したもの

B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの

C：今後の取組を進めていく上で参考とするもの

D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの

E：その他

【意見の件数と対応区分】

[件]

項 目	A	B	C	D	E	計
(1) 新たな制度全般に関すること	0	2 2	0	1	0	2 3
(2) 川崎臨海部産業競争力強化促進補助金 (制度1)に関すること	0	1	4	2 2	0	2 7
(3) 川崎臨海部土地利用整序化奨励金(制度 2)に関すること	0	0	0	1	0	1
(4) その他	0	0	0	1	2	3
合 計	0	2 3	4	2 5	2	5 4

5 具体的な意見の内容と市の考え方

(1) 新たな制度全般に関すること (23件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	<u>新たな制度の考え方や趣旨に賛同する・推進して欲しい。</u> (同趣旨の意見 計6件)	これまで川崎臨海部を支えてきた基幹産業が、市場の縮小や業界再編、設備老朽化等により大きな転換期を迎えている中、今後も川崎臨海部がものづくりの拠点として選ばれ続けるためには、既存産業の操業環境の向上や事業所の高度化・高機能化を図る取組が重要であることから、 <u>本制度の構築により企業の投資意欲を喚起することで、臨海部全体の産業競争力の強化を図ってまいります。</u> また、本制度については、令和2年度中に策定し、 <u>令和3年度からの運用を目指して取組を進めてまいります。</u> なお、本制度のほか、 <u>臨海部ビジョンに位置付けたリーディングプロジェクトを総合的に推進することで、望ましい土地利用の実現など、30年後の将来像の実現を目指すもの</u> としております。	B
2	企業の背中を後押しする制度であり、 <u>投資計画が進めやすくなる。</u> (同趣旨の意見 計8件)		
3	<u>スケジュール通りの実施を期待している。</u> (同趣旨の意見 計2件)		
4	<u>30年後を見据えての制度の拡充や望ましい土地利用誘導方針の整備などについても引き続き取り組んでいただきたい。</u>		
5	<u>柔軟な制度運用や企業からの相談対応など細かなフォローを期待する。</u> (同趣旨の意見 計3件)	本制度では、 <u>幅広く企業に活用していただくため、なるべく早い段階から事前相談を受け付けることとし、柔軟な制度運用とともに企業の事業推進のための適切な助言や支援を行うもの</u> としております。	B
6	原則5年間の時限措置とあるが、 <u>継続的な制度施行を検討していただきたい。</u> (同趣旨の意見 計2件)	運用期間については、制度の適用要件等が臨海部の投資実態を反映しているか、また、多くの企業に活用いただいているか、といった点を検証するため、5年間と設定しております。 その後については、5年間の活用実績や企業の投資動向等を踏まえ、成果や課題を明らかにした上で、必要に応じて制度のあり方を見直してまいります。	B
7	制度の目的を実現すべく推進していただきたい。目的の実現に大きく脱しなければ制度の修正も許容範囲である。	本制度は、既存産業の操業環境の向上や事業所の高度化・高機能化を図ることを目的としており、その実現のためには、より多くの企業に活用していただくことが重要であることから、運用を図る中で成果や課題を明らかにし、必要に応じて制度のあり方を見直してまいります。	D

(2) 川崎臨海部産業競争力強化促進補助金(制度1)に関すること(27件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
8	補助金額(補助率)、補助対象、最低投下固定資産額など <u>他都市よりも優位性を保つことができるよう、更なる高い水準の補助制度が必要である。</u> (同趣旨の意見 計2件)	制度設計にあたっては、財政支出と税収効果の <u>バランスが確保されることを前提とし、その水準をシミュレーションした上で補助率等を設定いたしました。</u> 一方、本制度は新規投資を喚起するほど投資効果も高まる仕組みとしていることから、制度を運用する中で、 <u>活用実績等を把握し、適切に効果検証を行った上で必要に応じて制度を見直してまいります。</u> 企業の投資意欲を喚起するためには、企業側が魅力に感じる制度設計が必要であると認識しておりますので、いただいた意見は今後、制度のあり方を検討する際の参考とさせていただきます。	C
9	<u>20億円以上の投資はハードルが高く、補助金額(補助率)、最低投下固定資産額、運用期間などを柔軟に運用していただければ、活用しやすくなる。</u> (同趣旨の意見 計8件)	本制度は、 <u>既存産業の操業環境の向上や事業所の高度化・高機能化を図ることを目的としており、その実現のためには一定規模以上の設備投資が必要なことから、臨海部におけるこれまでの投資実績等を参考に、最低投下固定資産額を20億円と設定しております。</u> そのため、高度化に直結しない既存設備の維持・補修といった投資は補助の対象外としておりますが、 <u>一方、生産能力増強や合理化、製品の研究開発といった投資は広く補助対象としておりますので、なるべく早期に事前相談を受け付け、投資実態に応じた幅広い助言等を行うなど、多くの企業の方に活用いただけるよう適切に運用を図ってまいります。</u>	D
10	<u>製造業以外も対象とするよう検討していただきたい。</u>	川崎臨海部は、素材産業を中心として日本有数のコンビナートを形成し、多くの企業が有機的に関連しながら操業しております。こうしたことから、 <u>川崎臨海部全体の産業競争力を強化するためには、コンビナートの基幹産業である製造業が高度化・高機能化に向けた投資を行い、その効果を関連産業等に波及させていくことが重要であり、対象業種を製造業といたしました。</u> いただいた意見は、今後、制度の効果を検証し、今後のあり方を検討する際の参考とさせていただきます。	C
11	複数社や事業所間の連携による投資についても、事業の投資合計額を対象として認めて欲しい。 (同趣旨の意見 計2件)	コンビナートとしての性格上、関連する事業所間で連携した投資を行うことも想定されることから、本制度では、事業計画の一体性を踏まえて投資計画を判断することとしておりますので、計画の一体性の根拠が明示されれば、補助対象とするものとしております。	D

12	原料の在庫置場や倉庫、又は配管等の設備も対象として認めて欲しい。 (同趣旨の意見 計2件)	本制度は、既存産業の操業環境の向上や事業所の高度化・高機能化を図ることを目的としており、その実現に向け、生産能力増強や合理化、製品の研究開発などの投資を広く補助対象としている一方、倉庫の設置や配管の更新といった高度化に直結しない投資は対象外としております。 しかしながら、原料の在庫置き場や倉庫などが生産設備の新設又は増設等と一体不可分なものであり、能力増強や製品開発等の計画の一端を担う場合には、補助の対象とするものとしております。	D
13	リース資産も補助対象として認めて欲しい。	本制度は、これまで川崎臨海部を支えてきた製造業が、事業所の高度化・高機能化に資する設備投資を実施し、今後も引き続き臨海部に立地し続けるために必要な環境整備を行うことを後押しする制度であり、一義的には、長期の運用が見込める固定資産取得型の設備投資等を補助対象としております。 なお、リース資産のニーズにつきましては制度を運用していく中で状況把握に努め、今後の参考とさせていただきます。	C
14	生産設備の他にエネルギー有効活用投資も補助の対象として検討して欲しい。	事業所の省力化や既存エネルギーの有効活用については、そうした投資により企業の競争力強化に資すると認められる場合には、補助の対象とするものとしております。	D
15	補助対象となる経費については、別途示されるという理解でよろしいか。	補助対象となる経費につきましては、本制度を構築し、臨海部企業に周知等を図る際に手引き等を作成いたしますので、その中で内容を明記いたします。	D
16	何ををもって「高度化・高機能化」とするのか、より明確にしてあると良いと思う。	本制度としましては、「事務所、研究所、工場の新設、増設、更新」あるいは「生産能力増強、合理化、製品の研究開発等を目的に、生産施設を新設、増設、更新」することを高度化・高機能化に資する設備投資としております。 なお、より分かりやすい制度となるよう、手引き等の中で明記してまいります。	D
17	上限額の設定を1社あたりではなく、投資案件単位としていただきたい。	本制度では、限られた予算で多くの企業に活用いただくため、補助金の限度額を設定しておりますが、臨海部の戦略的な機能強化を図るためには、より大規模な設備投資をいかに喚起していくかが重要となります。 申請にあたっては、1社単位ではなく一体性のある事業計画を単位として受け付けることとしておりますので、計画の一体性の根拠が明示	D

		されれば、当該計画単位で上限額を設定するものとしております。	
18	<u>生産設備の新設又は増設を行った場合、生産量の増大や新規設備を伴うと排出量が増加してしまうことが懸念される。他の要件で環境貢献する場合も対象とするなど検討して欲しい。</u> (同趣旨の意見 計5件)	<u>温室効果ガス排出削減の潮流が世界的に加速する中、本市においても脱炭素に向けた戦略を打ち出していることから、排出量の多い臨海部で設備投資を促進するにあたり、こうした要件は不可欠となります。</u> そのため、導入する設備におきましては温室効果ガスの排出量の削減に寄与する設備投資を要件としております。	D
19	現状より生産設備を増やすプラント能力増強や新製品のプラント新設は、 <u>温室効果ガス排出量の削減との両立がほとんど不可能と考える。温室効果ガスの排出量の削減を必須要件とするのではなく、基準を満たしていれば補助率を上げるなど加算方式にして欲しい。</u>	一方、設備投資により生産能力を増強したり、新製品の生産を実施しようとする場合などにおいて、 <u>温室効果ガスの絶対量を低下させることは困難である場合も想定されることから、削減値を一律に定めるのではなく、排出原単位の削減等を含め、設備投資の目的等に応じて、温室効果ガス削減への寄与度・効果・将来計画等を総合的に判断するものとし、高度化の取組との両立が図られるよう適切に運用してまいります。</u>	
20	<u>神奈川県においても、同様の補助制度を制定いただけるよう、連携を強化して欲しい。</u>	<u>神奈川県では、県内再投資も補助の対象とした「セレクト神奈川NEXT」を策定しており、本市の制度との併用も可能となります。神奈川県と協調して支援することにより川崎臨海部における既存基幹産業の高度化・高機能化を促進し、地域全体の産業競争力の強化を図ってまいります。</u>	B

(3) 川崎臨海部土地利用整序化奨励金 (制度2) に関すること (1件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
21	<u>奨励金のみでは、製造業への土地売却を促進する推進力としては弱く感じるため、法整備・規制緩和等との組み合わせも視野に入れて制度設計していただきたい。</u>	本制度は、土地売却を検討している企業との積極的な協議を早期に実施することにより、 <u>今後の望ましい土地利用を実現するためのツールとして整備するものでございます。</u> 一方、川崎臨海部における製造業の操業維持、土地利用の整序化等を推進していくためには、 <u>本制度の運用のみならず、規制緩和などの手法も併せた総合的な取組の推進が必要であると認識しております。</u> そのために、 <u>臨海部ビジョンに位置付けた13のリーディングプロジェクトを推進し、基盤整備や人材確保に係るソフト事業といった取組も実施し、臨海部ビジョンに掲げた将来像の実現を目指してまいります。</u>	D

(4) その他(3件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
22	新たな設備投資や土地活用を推進する上で、現状の法規制が足枷になってしまふことが想定されます。川崎市の住労環境を政策的に区分けして、臨海部の工業専用地域における各法規制(区画、離隔距離、騒音等の規制値など)条件についての緩和や、複数企業の連携における行政許可の短縮、緩和措置等も必要になってくる。	本制度につきましては、国内市場の縮小と業界再編、立地企業の設備老朽化など、川崎臨海部を取り巻く国内外の状況変化を捉え、臨海部ビジョンの一つのプロジェクトとして課題解決を図っていくものです。 御意見いただきました点につきましては、本制度の推進のほか、臨海部ビジョンの他のプロジェクトの実施などにより検討を進めることとしております。	D
23	<u>交通の便もほぼバス(市・進出企業)に限られており、不便である</u> と言わざるを得ない。例えば、りんかい線延伸・船等により、 <u>空港・新幹線・通勤等でも役立つような交通網の整備を入れる必要もある</u> のではないかと。	通勤環境を含む、臨海部の交通アクセス向上につきましては、臨海部ビジョンの取組として交通機能強化プロジェクトを推進しており、交通ネットワークの将来像や今後の取組等を示す「臨海部の交通機能強化に向けた実施方針」の策定に向けた取組など、臨海部の交通アクセスの強化に向けて取組を進めております。	E
24	企業が考えたものにお金を出すというやり方は、撤退リスクが高まっているなかで、一時しのぎにしかないのではないかと考える。政策で行うのであれば、面的に考え、熱の融通・水素の活用・廃棄物を活用した取り組みを継続し、市と企業が会社を立ち上げ、設備投資を行うのはどうか。	御意見いただきました点につきましては、臨海部ビジョンに位置付けましたプロジェクトで取り組んでいるところであります。産業競争力の強化に資する安定的でクリーンなエネルギー環境の構築に向けて、本制度を推進するとともに引き続き取組を進めてまいります。	E

1. 背景

川崎臨海部は、石油・化学・鉄鋼業といった素材産業を中心に日本有数のコンビナートを形成しており、本市の製造品出荷額の7割を占める一大産業拠点である。また、生産設備へ巨額の投資が行われ、全市の償却資産の約半数を占めるなど、本市経済を支えるエンジンともいえる極めて重要な地区である。しかしながら、これまで川崎臨海部を支えてきた基幹産業の国内需要の減少やそれに伴う業界再編、既存工場群の設備老朽化、土地利用転換の進展など、立地企業を取り巻く環境は大きな変化の波に晒されており、この状況を打破するためには、川崎臨海部の基幹産業の高機能化を図る取組が不可欠である。

2. 目的と目標

- (1) 目的
今後も川崎臨海部がものづくりの拠点として選ばれ続けるため、基幹産業の高度化・高機能化を促進する新たな補助制度を創設し、地域全体の産業競争力の向上を図る。
- (2) 目標
- ①各企業が国内事業所の再編や合理化の流れに打ち勝ち、今後も川崎臨海部に立地し続けるため、積極的な設備投資を促す制度を構築する。
 - ②今後も製造業が操業しやすい環境を構築し地区の魅力を向上させるため、周辺との調和を見据えた円滑な土地利用転換を促す制度を構築する。
 - ③これからの川崎臨海部にふさわしい機能転換を図るため、新産業拠点の形成に向け企業を戦略的に誘致する制度を構築する。

「力強い産業都市」の中心である川崎臨海部が今後も新しい価値を生み出し、雇用や税収面から市民サービスを支え続ける。

3. 臨海部ビジョン推進の考え方

臨海部ビジョン・・・世界規模での社会経済環境の変化や産業構造の転換、あるいは重化学工業などの国内市場の縮小と業界再編、立地企業の設備老朽化など、川崎臨海部を取り巻く国内外の状況変化を捉え、30年後を見据えた目指す将来像やその実現に向けた戦略、取組の方向性を示すことを目的として平成30年3月に策定。

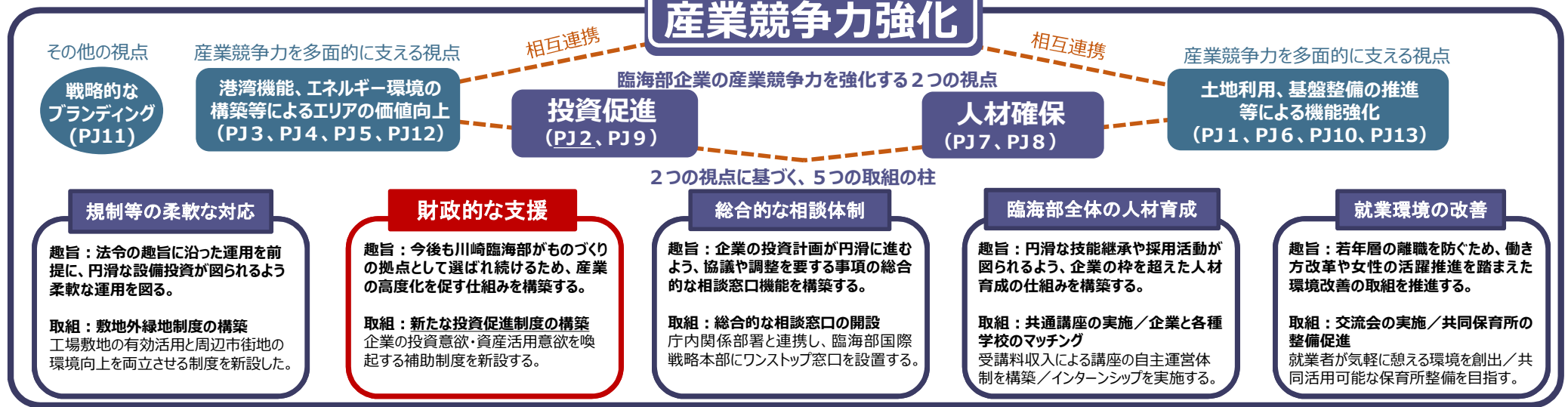
リーディングプロジェクト（PJ）・・・ビジョンの将来像実現に向け、直近10年以内に先導的、モデル的に取り組む具体的なプロジェクト。

PJ1『新産業拠点形成』／PJ2『資産活用投資促進』／PJ3『水素エネルギー利用促進』／PJ4『低炭素型インダストリーエリア構築』／PJ5『港湾物流機能強化』／PJ6『臨海空間を活かした地域活性化』／PJ7『世界に誇れる人材育成』／PJ8『働きたい環境づくり』／PJ9『緑地創出』／PJ10『職住近接促進』／PJ11『企業活動見える化』／PJ12『災害対応力向上』／PJ13『交通機能強化』

ビジョン推進の考え方：各リーディングプロジェクトがそれぞれの目標を達成するだけでなく、相互に連携を図りながら総合的に取組を推進することにより、あらゆる視点から「川崎臨海部の産業競争力の強化」を実現する。

臨海部ビジョンの将来像：『豊かさを実現する産業が躍動』『多様な人材や文化が共鳴』

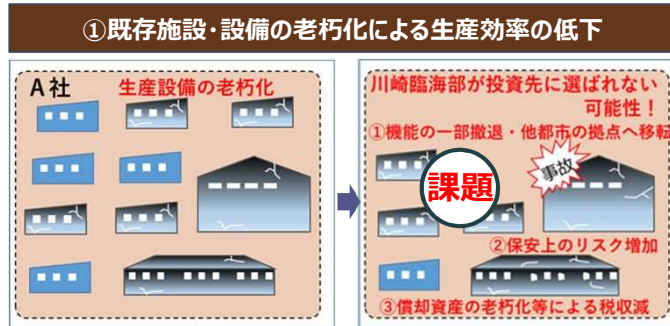
《推進イメージ》



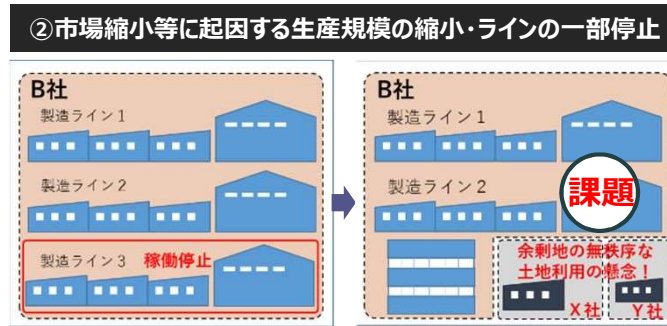
川崎臨海部投資促進制度の概要について

4. 川崎臨海部の課題

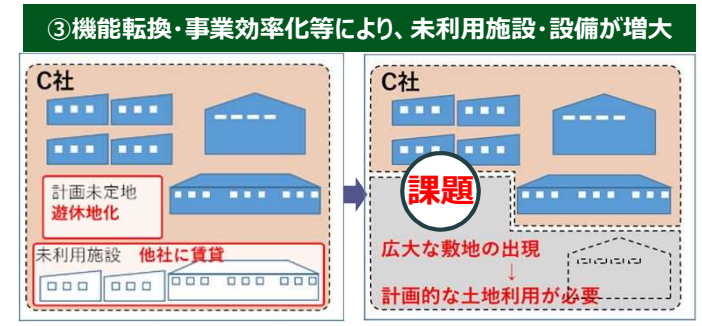
(1) 川崎臨海部の課題



操業から数十年が経過し、設備老朽化が深刻だが、大規模な投資を行えずにメンテナンスを繰り返している。



稼働を停止しているラインがあるが、次期計画の見通しがつかず
に放置されている。



敷地内に大規模な遊休地や未利用地が発生。未利用施設は
他社の倉庫等として低密度に利用されている。

(2) 今後想定される事象

① 企業撤退等のリスクの増加

・川崎臨海部は、東京・横浜といった一大消費地に隣接し、高い立地優位性を誇る一方、圏央道など広域的な交通基盤の整備に伴い、首都圏近郊地域の強みが増してきている。

・各企業は、国際的な生存競争に勝ち抜くため、設備投資の「選択と集中」を迫られている。川崎臨海部にまとまった投資がなされない場合には、事業所閉鎖などのリスクが高まる。

・すでに、いくつかの企業ではその事業規模を縮小し、余剰地を製造業以外の産業へ売却するなどの事態も生じており、今後もこうした事態が進行する恐れがある。

・コンビナートは、製造業が集積することで効率的な生産機能等を維持しているが、事業撤退等によりその構図が崩れた場合には、エリア全体の地盤沈下につながる。

② 災害対応力の低下

・川崎臨海部における災害・事故は、被害規模が大きく周辺企業の操業にも影響を与えることから、臨海部の安全性の一層の向上に向け、地域全体の底上げが不可欠である。

※近年臨海部で発生した事故に関しても、周辺企業に影響が及ぶケースが複数発生している。

③ 温室効果ガスの排出量削減に向けた取組の停滞

・本市の二酸化炭素排出量は、産業系が約7割を占めていることから、臨海部の果たす役割は大きく、臨海部ビジョンにおいても「低炭素型インダストリーエリア構築プロジェクト」を位置づけている。

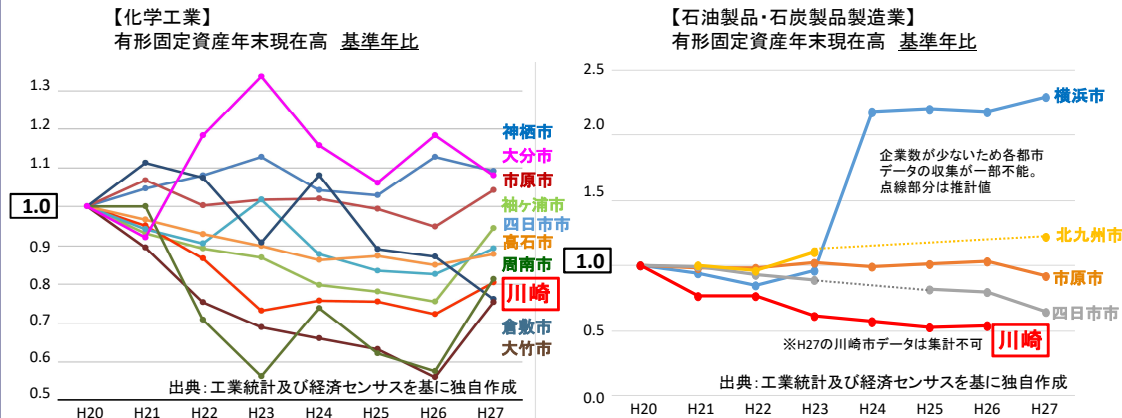
・耐用年数を大幅に超えた老朽設備をメンテナンスにより稼働させている現状では、こうした取組の進展は困難である。

④ 市税収入の減少

・川崎臨海部は、法人が納める4税目の合計で全市の4割近くを占め、特に償却資産については5割超が集中する市内最大の製造拠点であるものの、過去20年の税収は減収傾向にある。

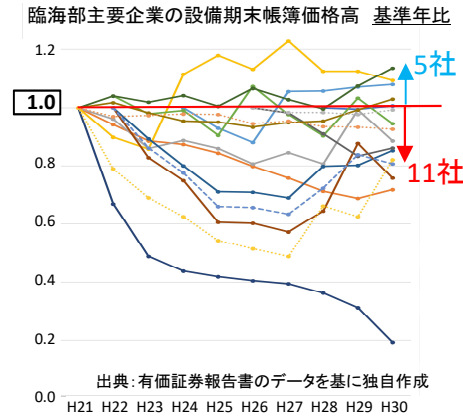
・この状況に歯止めをかけなければ、本市の活力（市民サービスや雇用）の低下に直結する。

ア) 川崎臨海部の主要産業における設備投資動向

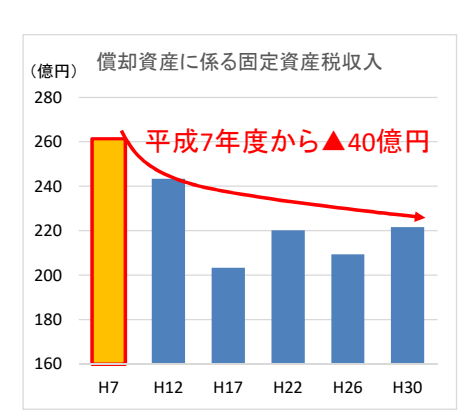


近年の川崎臨海部における設備投資動向は、下降傾向にある。

イ) 川崎臨海部の主な企業における設備投資動向



ウ) 市税収入の推移



川崎臨海部投資促進制度の概要について

5. 取組の方向性と制度の全体像

(1) 県内他都市の状況

企業立地支援、設備投資支援等に関する県内自治体の制度

神奈川県『セレクト神奈川NEXT』、横浜市『横浜市企業立地促進条例』、相模原市『相模原市産業集積促進条例』、横須賀市『企業立地促進制度（企業等の立地及び設備投資促進条例）』、厚木市『厚木市企業立地元気アップサポート事業』、平塚市『企業立地等促進事業』、茅ヶ崎市『ビルドアップ茅ヶ崎』、伊勢原市『伊勢原市企業立地促進条例』、藤沢市『企業立地等促進事業』、海老名市『海老名市企業立地促進事業』、小田原市『小田原市企業誘致推進条例』等

⇒各自治体の特性に応じ、エリアや対象産業等を指定しながら、多様な補助制度を運用している。

⇒川崎臨海部で操業を続けている工場の操業上の課題や立地特性等を踏まえ、各企業の投資意欲を効果的に喚起する補助制度を構築する。

(2) 投資促進制度の方向性

方向性① 既存産業の高度化

コンビナートを形成する**既存基幹産業の競争力強化**を推進する補助制度を創設し、産業の高機能化を図ることにより、世界に先駆け最先端の製品を生み出す地域として、川崎臨海部の更なる発展を目指す。

方向性② 土地利用の整序化

土地利用に関する奨励金制度を創設し、臨海部における土地利用転換に併せ、**基幹産業との連携や望ましい土地利用への誘導**を図ることにより、地域全体の調和・価値向上につなげる。

方向性③ 戦略的な土地利用誘導

企業誘致のための補助制度を創設し、**戦略的な土地利用誘導**により既存産業との連携・調和が図られた川崎臨海部にふさわしい新産業の創出を後押しし、今後の川崎市を先導する新たな拠点形成を目指す。

(3) 投資促進制度の全体像

制度の全体像

既存企業を対象
川崎臨海部全体を対象

制度1 設備投資促進補助

川崎臨海部に長年立地する企業が事業所の高度化・高機能化を目的として設備投資を行う場合に一定額を補助

制度2 土地整序化奨励金

制度1、3に規定する企業等へ敷地を売却した場合に奨励金を支出

新規立地企業を対象
区域を指定

制度3 立地誘導補助

川崎臨海部の発展・新産業拠点形成にふさわしい企業が立地する場合に一定額を補助

※制度2を活用することにより、望ましい土地利用の誘導を図り、制度1、3の効果を高める。

制度構築のタイミング

＜制度1、2について＞

川崎臨海部の基幹産業の高度化・競争力強化や土地の整序化等は喫緊の課題であることから、令和2年度中に制度を構築する。

＜制度3について＞

制度の対象地区や誘致すべき産業の類型等については、臨海部ビジョン『新産業拠点形成プロジェクト』の進捗に合わせて、令和4年度以降に制度を施行する。

制度の期間

本制度は、原則として5年間の時限的措置とし、運用の効果や課題等を明らかにした上で、その後の制度のあり方を見直すものとする。

川崎臨海部投資促進制度の概要について

6. 制度の概要

制度の目的

川崎臨海部に長年立地する企業の生産機能の強化や製品の高度化等を図る事業及び土地利用の整序化等を図る事業に係る経費に対し、補助金等を交付することにより、市内経済を牽引する川崎臨海部の産業競争力の強化を促進することを目的とする。

6-1 制度1【川崎臨海部産業競争力強化促進補助金】の概要

(1) 制度の対象

- ・本市の製造品出荷額の74.8%を川崎区(臨海部)が占めている。
- ・本市の法人が納める税目の課税額(平成30年度)・・・1056.4億円
そのうち川崎臨海部の課税額・・・396.6億円(37.5%)
- ・川崎臨海部で30年以上立地(操業)する製造業の割合・・・65.3%
- ・機械及び装置の耐用年数は概ね30年以内だが、実態は耐用年数を超えて使用し続けている。

【考え方】

川崎臨海部の競争力強化が本市の活性化に直結することから、長年立地し現に設備老朽化への対応が迫られている企業を主たる対象とする。

【要件】

- ① 川崎臨海部で30年以上操業している事業者であること。
- ② 製造業(日本標準産業分類に規定)であること。

(2) 投下固定資産の額、種類

- ・臨海部の設備投資のうち、能力増強や新製品開発等、事業所の高度化に資する額・・・約21.3億円
- ・本市の法人が納める償却資産の課税額のうち、川崎臨海部が占める割合・・・53.4%
- ・臨海部の企業が行っている設備投資(家屋、償却資産)のうち、償却資産が占める割合・・・98.7%

【考え方】

事業所の高度化・高機能化に資する一定額以上の設備投資を促すとともに、川崎臨海部の企業の実情を踏まえ、事務所や研究所といった建築物だけでなく、生産設備に対する投資を広く対象とする。

【要件】

- ① 投下固定資産額(土地、家屋、償却資産)が20億円以上であること。
- ② 『事務所、研究所、工場の新設、増設、更新』又は『生産能力増強、合理化、製品の研究開発等を目的に、生産設備を新設、増設、更新』すること。

ポイント: 川崎臨海部の実態を踏まえて設備投資を定義

① 事業所の高度化に対する投資を広く対象



既存敷地内に新工場建設



土地を取得し新工場建設

② 償却資産(生産設備)への投資も対象



プラントA



能力アップのプラントB

③ 既存施設を活用した設備投資等も対象



既存建屋に新製品プラントを設置

④ 事業所の高度化に直結しない投資は対象外



倉庫の建替



設備の維持・補修

(3) 環境配慮の要件

- ・本市の二酸化炭素排出量は、産業系が約7割を占めている。
- ・耐用年数を超えた老朽設備のメンテナンスでは、環境貢献と経済性の両立が困難。

【考え方】

世界規模での地球温暖化対策の取組が求められる中、最新技術の設備導入により産業と環境が高度に調和した川崎臨海部の実現を目指す。

【要件】

導入する設備は、温室効果ガスの排出量の削減に寄与するものであること。

(4) 補助金の額及び補助率

- ・設備投資を行った場合の税收効果等を踏まえ、補助金の額が過大とならない制度設計が必要。
- ・生産設備(償却資産)を20年間設置した場合の累計課税額は、試算上投資額の約6%。
- ・研究施設は、家屋の建築と償却資産の設置のいずれも期待でき、かつ雇用の創出も見込まれる。

【考え方】

企業の産業競争力強化と本市の活力向上の双方を実現するため、試算上の累計課税額以内で歳出と歳入のバランスが取れた補助金の額を設定する。

【要件】

- ① 補助金の額は、補助対象経費の3%に相当する額以内とする。(5年の分割交付)
- ② 研究所の設備投資等に係る補助金の額は、補助対象経費の5%に相当する額以内とする。
- ③ 補助金の額が5億円を超えときは、上限額を5億円とする。

川崎臨海部投資促進制度の概要について

6-2 制度2【川崎臨海部土地利用整序化奨励金】の概要

(1) 制度の対象

・近年、川崎臨海部で土地売却が行われる場合、その多くが製造業以外の用に供される。

(過去6年で4地区約25ヘクタールが他業種に売却済)

・他業種が立地した場合、既存製造業の操業環境が悪化する恐れがある。

・コンビナートとしての強みを維持するためには、製造業の立地が必須。

・概ね2ヘクタール以上の土地であれば、一定規模以上の物流施設等の進出が想定される。

【考え方】

無秩序な土地利用の進展を抑制し、コンビナートとしての機能強化を図るため、周辺企業に影響を与える規模の土地売却を対象とする。

【要件】

①川崎臨海部において、**2ヘクタール以上の土地を売却すること。**

②売却された土地が**製造業の用**に供されること。

(2) 市との事前協議

・現状の制度では、市が土地売買の情報を十分に把握することができない。

【考え方】

コンビナートの機能維持や土地利用の整序化等を戦略的に誘導するため、市が売却予定企業と事前に協議する機会を確保する。

【要件】

次期土地利用計画が公表される前に、市と売却後の土地利用に関する協議を行うこと。

(3) 奨励金の額

・川崎臨海部は、物流業の進出意欲が旺盛であり、土地の購入価格は周辺相場を大きく上回る。

・企業は、土地を所有している間は固定資産税、都市計画税の支払い義務が生じる。

【考え方】

協議期間の確保を目的に、売却予定企業の土地保有リスクを低減させる。

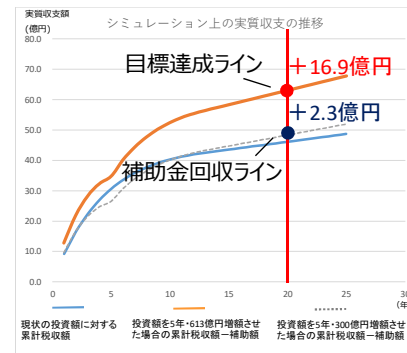
【要件】

①当該土地で新たに製造業が操業を始めた場合、土地売却企業に奨励金を交付する。

②奨励金の額は、当該土地及び当該土地に存する家屋に係る**固定資産税及び都市計画税の額に相当する額とする。**

7. 達成目標の設定

新規設備投資の増加に伴う市税収入の増加額を基に制度1の達成目標を設定



・新規投資額をどの程度増加させると制度導入前の税収を上回るかシミュレーションを行った結果、年間60億円(5年・300億円)増加させた場合、20年間の累計税収額は現状を上回る(2.3億円の増)ため、これを最低限の水準とする。また、(※)年間122.6億円(5年・613億円)増加させることができた場合、約16.9億円の税収増が見込めるため、これを本制度の目標達成ラインとする。

※川崎臨海部における生産施設の面積増を伴う設備投資の1件あたり金額

目標達成ラインを上回る投資を喚起することで、臨海部の産業競争力の強化と本市の活力向上を両立。

達成目標の設定

(制度1)
新規の設備投資額を年間122.6億円増加させる。

(制度2)
川崎臨海部の企業に制度の周知を行い、売却後の土地利用に関する協議を5年間で3件実施する。

制度の効果検証

一定の財政支出を伴うことから、制度運用の期間を5年に設定した上で、その間の効果を検証する。

検証する内容

(制度1)
補助事業ごとの税収効果、川崎臨海部の各年度の税収を算出し、実質収支の増収効果を確認する。
また、補助事業の投資規模や投資内容を整理し、利用企業の傾向を把握した上で、制度のあり方を見直す。

(制度2)
協議の実施件数に対し実際に川崎臨海部で売却された土地の件数及び用途を確認し、制度の効果を検証した上で、制度のあり方を見直す。

8. 今後のスケジュール

